

第 6 期島原市障害福祉計画
第 2 期島原市障害児福祉計画

令和 3 年 3 月

島 原 市



は じ め に

平成18年4月、「障害者自立支援法」が施行され、障がい
の種別に関わらず障がいのある人が必要とするサービスを利用
するための仕組みが一元化されました。これにより、市町村は、
各年度における必要な障害福祉サービスの見込み量を算出し、その見込み量を確保する
ため、3年を1期とする「障害福祉計画」を策定することとなり、これまで第5期
（障害児福祉計画は第1期）までの計画を策定し、障がいのある人に対する様々な支援
事業を推進して参りました。

国において、令和3年度～令和5年度を計画期間とする次期計画の基本指針では、
障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援や障害種別によらない一元的な障害福祉
サービスの実施、施設等から地域生活への移行・継続支援に対応したサービス提供体制
の整備、地域共生社会の実現に向けた地域住民主体の地域づくりなど、さらには障がい
児に対する切れ目のない一貫した支援、障害福祉人材の確保など、障がいのある人への
幅広いサービス提供体制の構築に向けた指針が示され、各市町村ともその実現に向け
取り組むこととなっています。

本市では、こうした国の動きに対応し、障がい者施策の一層の推進を図るとともに、
障がいのある皆様が、住み慣れた地域で安心して暮らしていける地域共生社会の実現
と、障がいのあるなしに関わらず、等しく基本的人権を享受するかけがえのない個人と
して尊重されとする基本理念を掲げ、「第6期島原市障害福祉計画・第2期島原市
障害児福祉計画」（令和3年度～令和5年度）を策定しました。

本計画の基本理念に基づき、関係機関・団体との連携をより一層深めるとともに、
関係各位のご意見やご要望を広くお聞きしながら、地域共生社会のまちづくりに取り
組んで参ります。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見、ご提言をいただきました障害
福祉計画策定委員の皆様をはじめ、関係機関・団体の皆様に深く感謝を申し上げますと
ともに、今後とも、市民皆様のなお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し
上げます。

令和3年3月

島原市長 古川 隆三郎

目 次

第1章 計画の概要

第1節	計画策定の背景と趣旨	2
第2節	計画の性格及び位置付け	4
第3節	計画期間	5
第4節	計画の達成状況の点検及び評価	6

第2章 島原市の現状

第1節	障害のある人の状況	7
第2節	身体障害のある人の状況	8
第3節	知的障害のある人の状況	12
第4節	精神障害のある人の状況	14
第5節	難病患者の状況	16
第6節	その他の障害のある人の状況	17

第3章 総 論

第1節	計画の基本理念	18
第2節	計画策定の基本方針	19

第4章 計画で取り組む施策

第1節	施設入所者の地域生活への移行	21
第2節	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	22
第3節	地域生活支援拠点等の整備	23
第4節	福祉施設から一般就労への移行	24
第5節	障害児支援の提供体制の整備等	26
第6節	相談支援体制の充実・強化等	27
第7節	障害福祉サービス等の質の向上	27

第5章 サービス事業量の見込み

第1節	障害福祉サービスの事業量見込みと確保策	28
第2節	地域生活支援事業の事業量見込みと確保策	36

第6章 資 料

第6期島原市障害福祉計画策定委員会名簿	42
---------------------	----

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の背景と趣旨

障害者施策においては、平成18年4月に、福祉サービスを一元化した共通の制度として「障害者自立支援法」が導入されました。障害者自立支援法では、障害種別に関係なく一元化したサービスの提供、障害程度区分に基づく支給決定プロセスの透明化・明確化、就労支援を抜本的に強化、身近な市町村を主体としたサービス提供、サービス費用を皆で負担しあう仕組みの強化などを施策の基本とし、第88条に「障害福祉計画」の策定を義務付けました。

本市では、平成18年度に「第1期島原市障害福祉計画」（平成18年度～平成20年度）を策定以後、3年ごとに内容を見直し、「第5期島原市障害福祉計画」（平成30年度～令和2年度）まで、障害福祉サービス等を推進する仕組みづくりに取り組んできました。

なお、平成30年度からの第5期計画からは、障害児に対するサービスや相談支援体制の整備を盛り込むことで、切れ目のない一体的なサービス提供体制が図られるよう「第1期島原市障害児福祉計画」を一体的に策定してきました。

平成25年度に障害者自立支援法が改正され、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）が施行され、障害者等が日常生活又は社会生活を営むための支援は、社会参加の機会の確保及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会における共生を妨げられないこと、並びに社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行わなければならないとしています。

更に、平成28年度には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる「障害者差別解消法」が施行され、障害を理由とする差別的取り扱いの禁止及び合理的配慮の提供をうたっています。

今回策定する「第6期島原市障害福祉計画」「第2期島原市障害児福祉計画」（令和3年度～令和5年度）は、このような背景を踏まえ、国の基本指針に基づき、障害者等が地域で安心して生活できる環境の整った地域共生社会の実現と、障害児に対する切れ目のない一体的なサービス提供体制が図られるよう策定するものであります。

障害者総合支援法(一部抜粋)

(市町村障害福祉計画)

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

児童福祉法(一部抜粋)

(市町村障害児福祉計画)

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

障害者基本法(一部抜粋)

(障害者基本計画等)

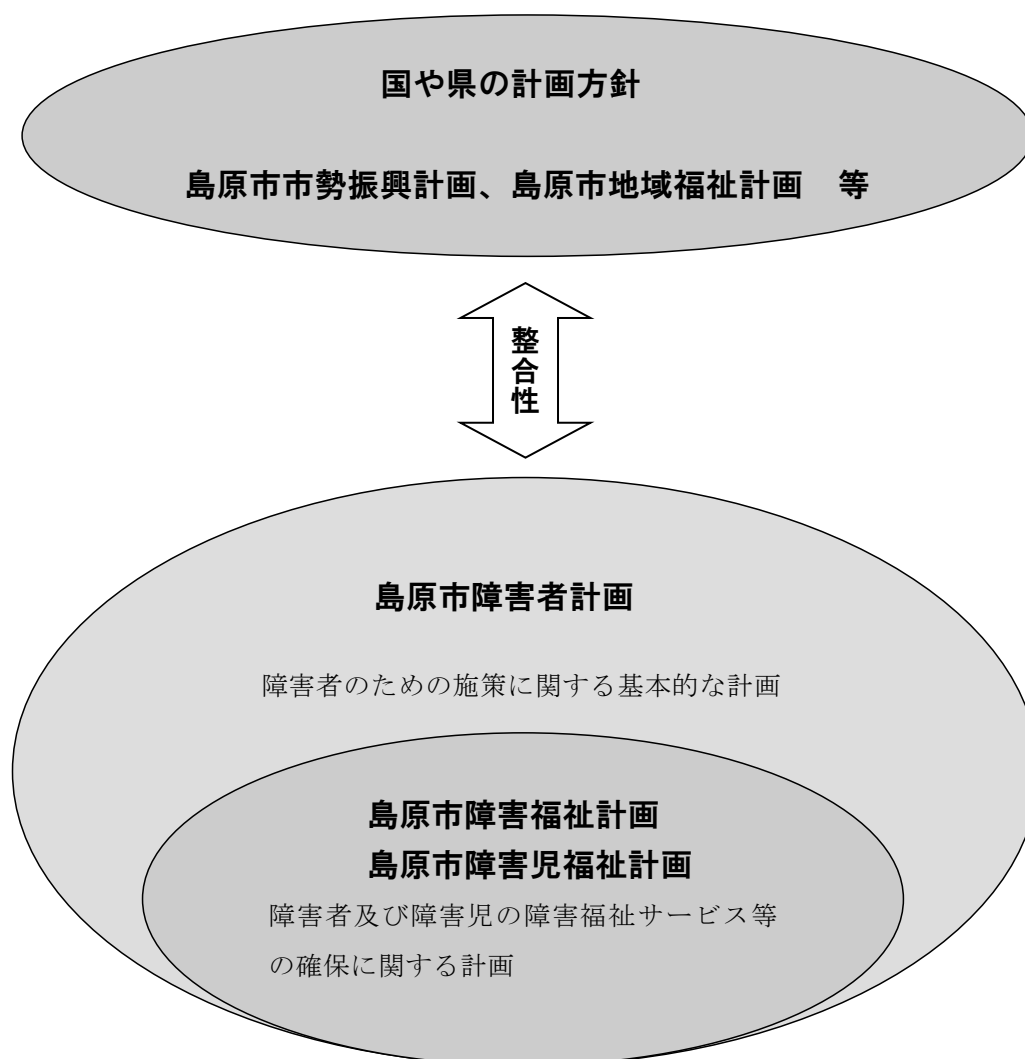
第11条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

第2節 計画の性格及び位置付け

島原市障害者計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく障害者のための施策に関する基本的な事項を定める計画であるのに対し、島原市障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条の規定に基づく障害福祉サービス等の確保に関する計画、島原市障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20の規定に基づく障害児のサービス等の確保に関する計画で、3年を1期として一体的に定める計画です。

「島原市障害福祉計画・島原市障害児福祉計画」は、これまでの本市における障害児・者等への支援の取り組みと継続性を保ち、同時に、様々な分野の取り組みを総合的・一体的に進めるために、国・県が策定した関連計画及び市が策定した各種計画との整合性を図ります。



第3節 計画期間

第1期島原市障害福祉計画（平成18～20年度）から第5期島原市障害福祉計画・第1期島原市障害児福祉計画（平成30～令和2年度）までの基本方針に沿って、第6期島原市障害福祉計画・第2期島原市障害児福祉計画（令和3～5年度）を策定します。

ただし、計画期間中においても、国の法律や制度の改正状況を踏まえて見直しを行うこともあります。

年度	障害福祉計画	障害児福祉計画
H18年度 ） H20年度	第1期障害福祉計画	
H21年度 ） H23年度	第2期障害福祉計画	
H24年度 ） H26年度	第3期障害福祉計画	
H27年度 ） H29年度	第4期障害福祉計画	
H30年度 ） R2年度	第5期障害福祉計画	第1期障害児福祉計画
R3年度 ） R5年度	第6期障害福祉計画	第2期障害児福祉計画

第4節 計画の達成状況の点検及び評価

I 関係機関との連携

障害者等が暮らしやすい社会を実現するために、地域社会を構成する市民、NPO、ボランティア団体、福祉サービス事業者、企業、社会福祉協議会及び行政などが協働の視点に立ってそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の実施に取り組みます。

また、障害者等の視点に基づく相談支援事業の運営評価や、地域生活支援に資する人材の育成、また不足している社会資源の開発や障害者施策への反映等に取り組む「協議会」を中心として、地域におけるネットワークの構築・強化を推進します。

II 庁内推進体制の整備

障害福祉施策については、保健・医療・福祉・教育・就労などの各分野を横断する全庁的な取り組みが必要となることから、庁内各部署との緊密な連携を図り、全庁が一体となって各種施策を推進していきます。

III 計画の点検・評価

障害者関係団体や各種関係団体の代表、保健・医療・福祉関係者、学識経験者、行政関係者等で構成される協議会において、計画の全体的な実施状況の点検と進行政管理、見直しを行っていきます。

第2章 島原市の現状

第1節 障害のある人の状況

島原市の障害者手帳の所持者

(単位:人)

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
市の総人口	46,437	45,991	45,385	44,907	44,614
うち手帳所持者数	3,602	3,587	3,569	3,563	3,451
うち身体障害者	2,778	2,764	2,750	2,729	2,601
うち知的障害者	528	535	514	521	524
うち精神障害者	296	288	305	313	326

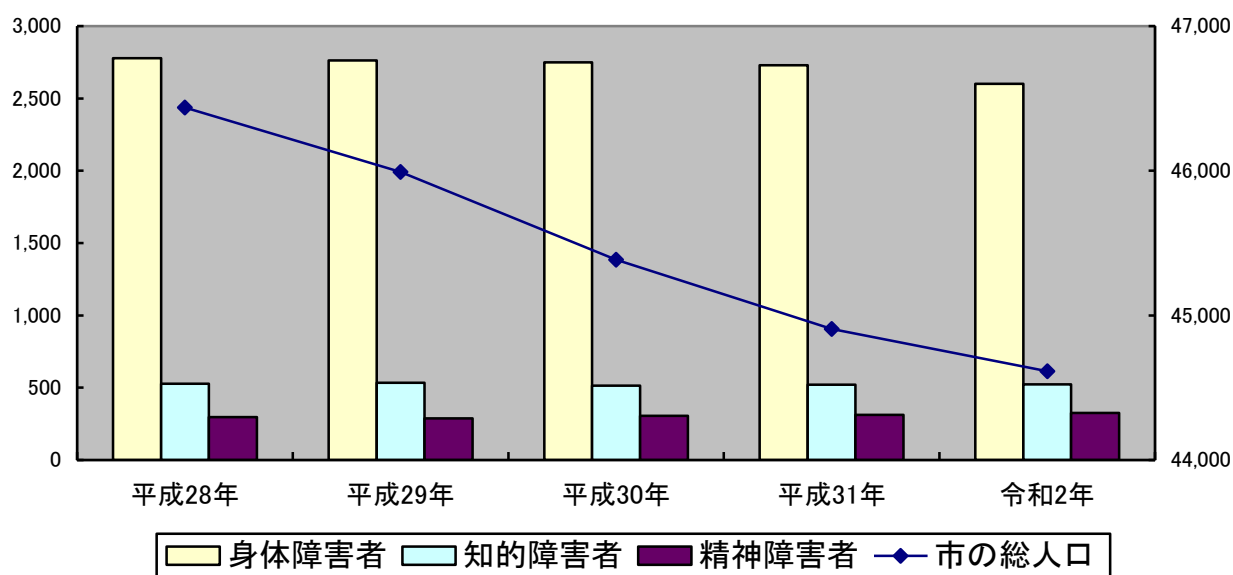
各年4月1日現在

市の人口は年々減少傾向にあり、令和2年度は44,614人で平成28年度からの減少率は▲4.0%となっています。一方、障害者手帳所持者も同様に年々減少傾向にあり、令和2年度は3,451人で平成28年度からの減少率は4.2%となっています。障害者手帳所持者の割合は、市の総人口の約7.7%を占めています。

平成28年度から令和2年度までの障害種別毎の増減率をみると、身体障害者が6.4%の減、知的障害者が横ばい、精神障害者が10.1%の増となっており、精神障害者の増加率が顕著であります。

障害者数

総人口



第2節 身体障害のある人の状況

(1) 身体障害者手帳所持者数

令和2年度の身体障害者手帳の所持者数は2,601人となっています。身体障害者手帳所持者数の平成28年度から令和2年度までの増加率は▲6.4%となっています。

(2) 障害等級別

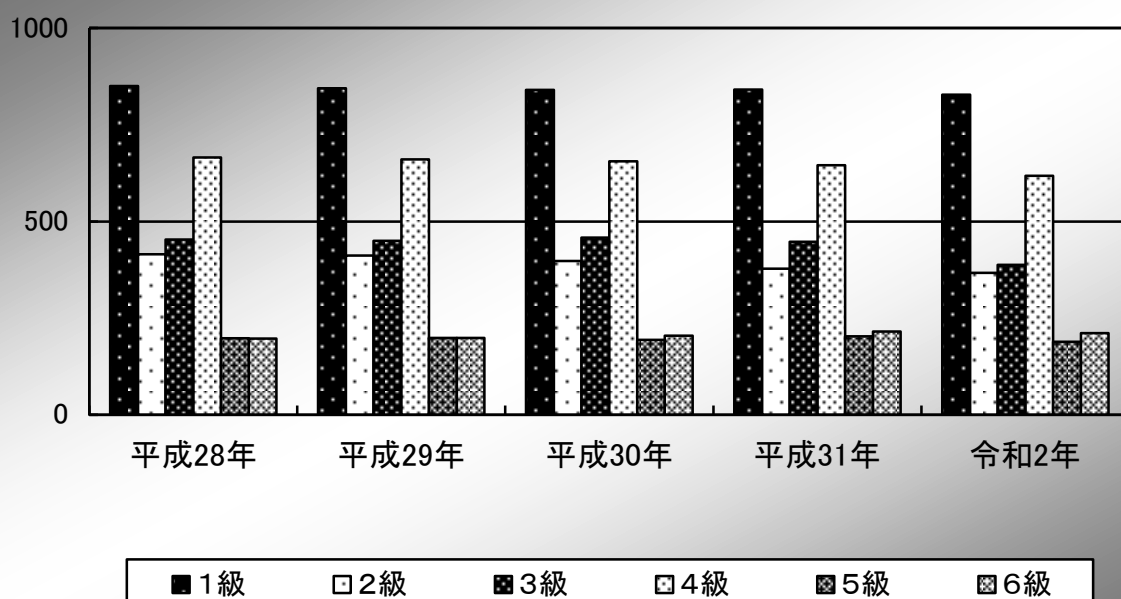
令和2年度の障害等級別の内訳は、1級が828人、2級が367人、3級が388人、4級が618人、5級が189人、6級が211人となっています。

身体障害者手帳所持者数の推移(障害等級別)

(単位:人)

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
1級	850	844	840	841	828
2級	415	412	398	378	367
3級	453	450	458	447	388
4級	665	660	655	645	618
5級	198	199	194	203	189
6級	197	199	205	215	211
計	2,778	2,764	2,750	2,729	2,601

各年4月1日現在



(3) 障害種類別

令和2年度の障害種類別の内訳は、視覚障害が186人、聴覚障害が238人、音声・言語障害が36人、肢体不自由が1,229人、内部障害が912人となっています。

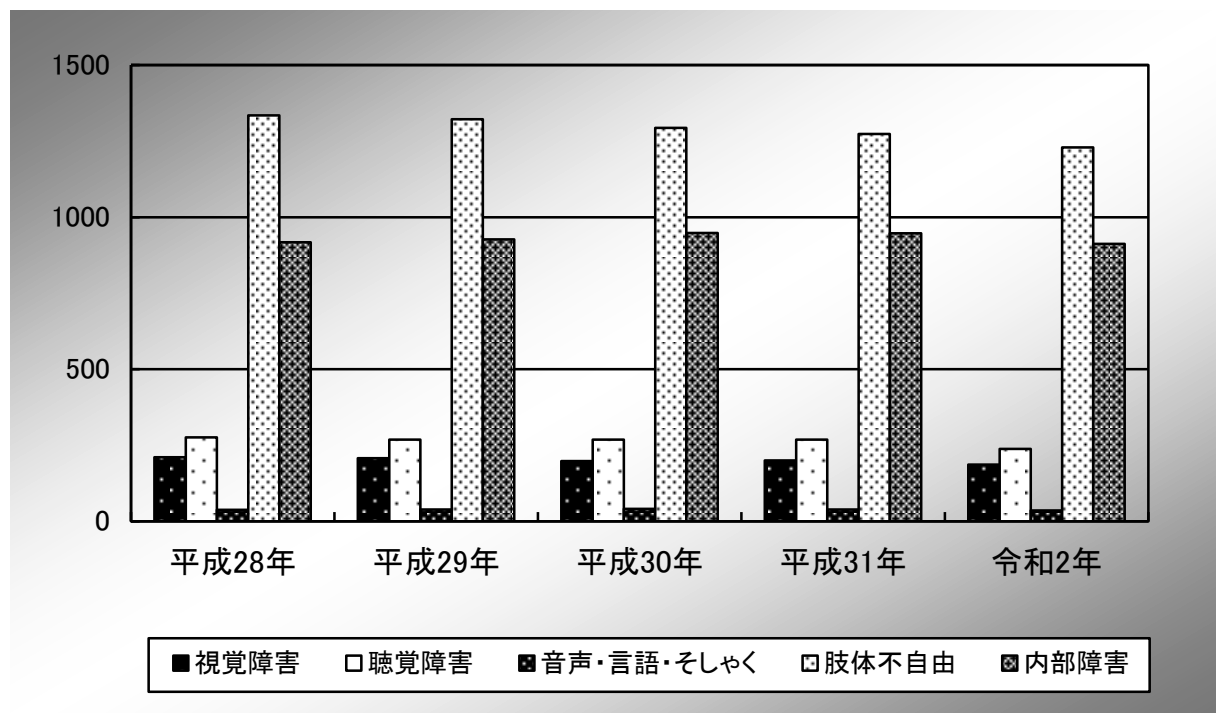
令和2年度までの年次推移を見ると、視覚障害や聴覚障害、肢体不自由は、一貫して減少しています。音声言語障害と内部障害は平成30年度をピークに減少に転じています。

身体障害者手帳所持者数の推移(障害種類別)

(単位:人)

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
視 覚 障 害	211	207	198	200	186
聴 覚 障 害	276	269	269	269	238
音声・言語・そしゃく	38	39	41	39	36
肢 体 不 自 由	1,335	1,322	1,294	1,274	1,229
内 部 障 害	918	927	948	947	912
計	2,778	2,764	2,750	2,729	2,601

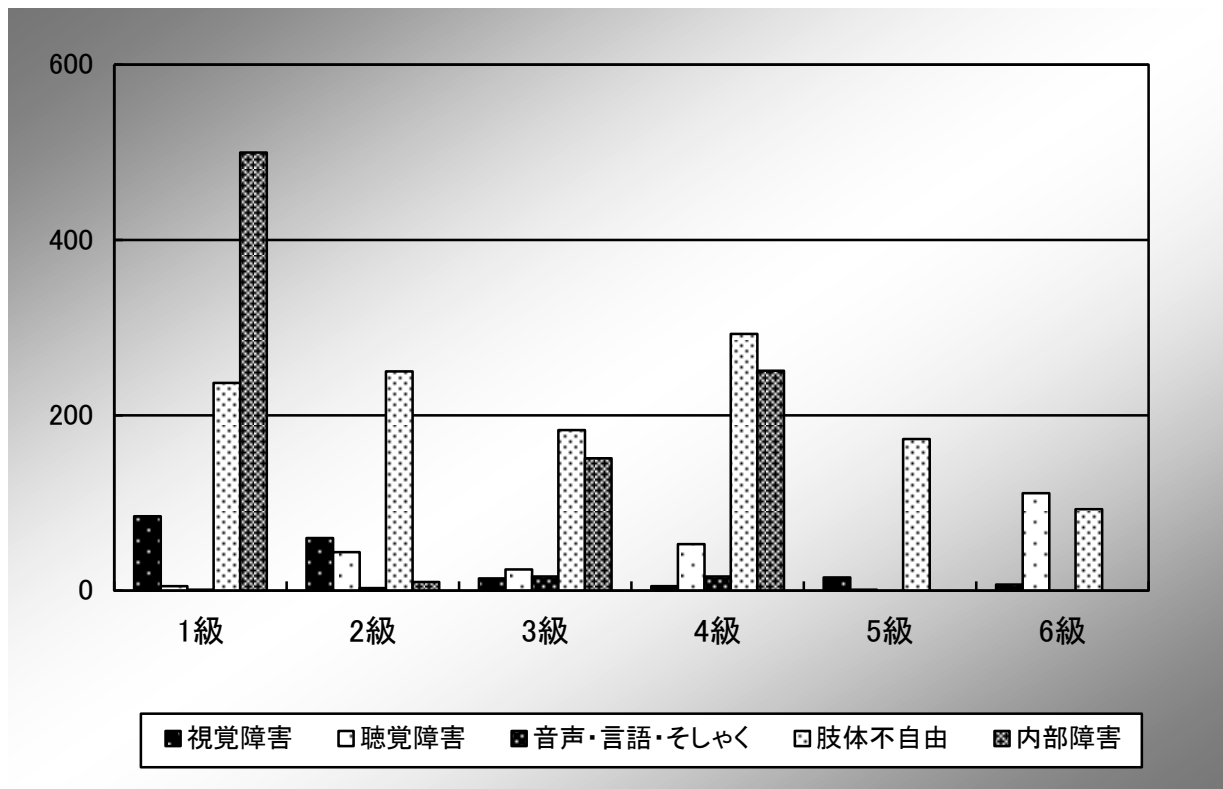
各年4月1日現在



身体障害者手帳所持者数の障害種類別等級(令和2年4月1日)

(単位:人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視 覚 障 害	85	60	14	5	15	7
聴 覚 障 害	5	44	24	53	1	111
音声・言語・そしゃく	1	3	16	16	—	—
肢 体 不 自 由	237	250	183	293	173	93
内 部 障 害	500	10	151	251	—	—
計	828	367	388	618	189	211



(4) 年齢区分別

令和２年度の年齢区分別の内訳は、０歳～１７歳が５４人、１８歳～６４歳が６２４人、６５歳以上が１,９２３人となっています。

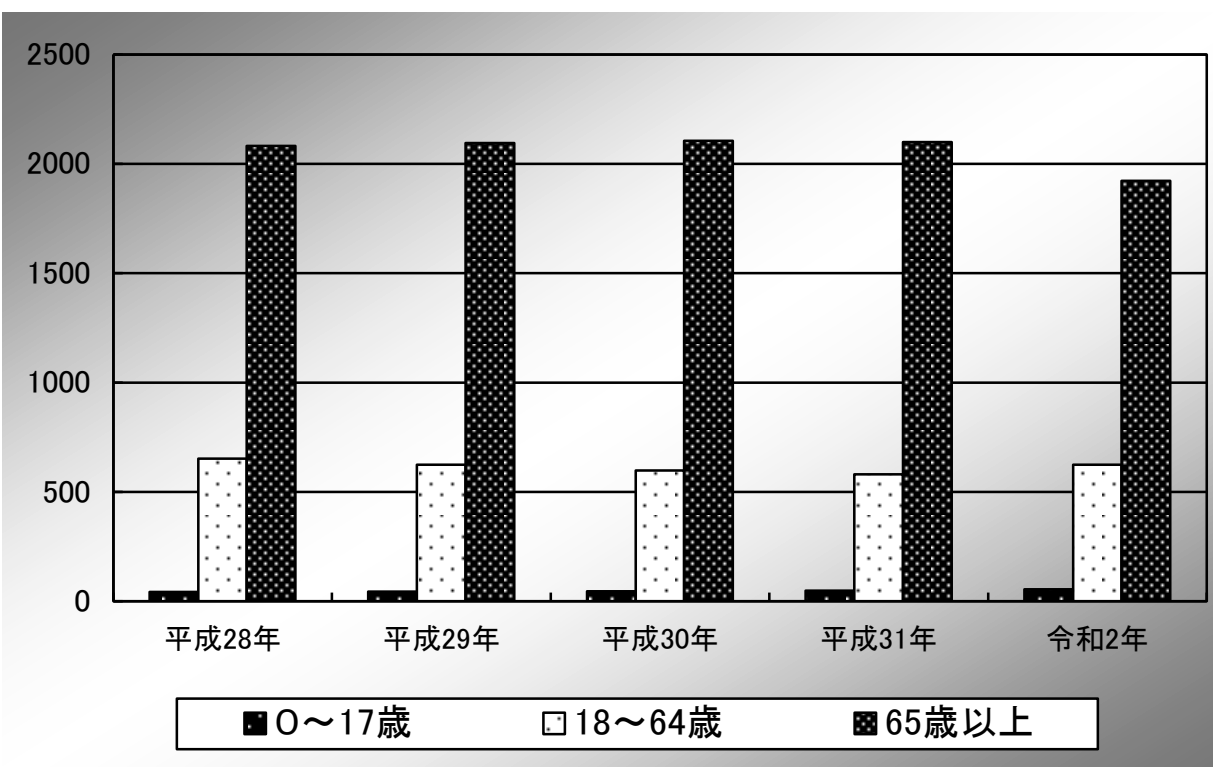
平成２８年度から令和２年度までの年次推移を見ると、１７歳以下が２５％増となった一方、６５歳以上が平成３０年度をピークに減少に転じています。

身体障害者手帳所持者数の推移(年齢区分別)

(単位:人)

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
０～１７歳	43	44	46	48	54
１８～６４歳	652	625	598	581	624
６５歳以上	2,083	2,095	2,106	2,100	1,923
計	2,778	2,764	2,750	2,729	2,601

各年４月１日現在



第3節 知的障害のある人の状況

(1) 療育手帳所持者数

令和2年度の療育手帳の所持者数は524人となっています。療育手帳所持者数の平成28年度から令和2年度までの推移は、ほぼ横ばいとなっています。

(2) 障害程度別

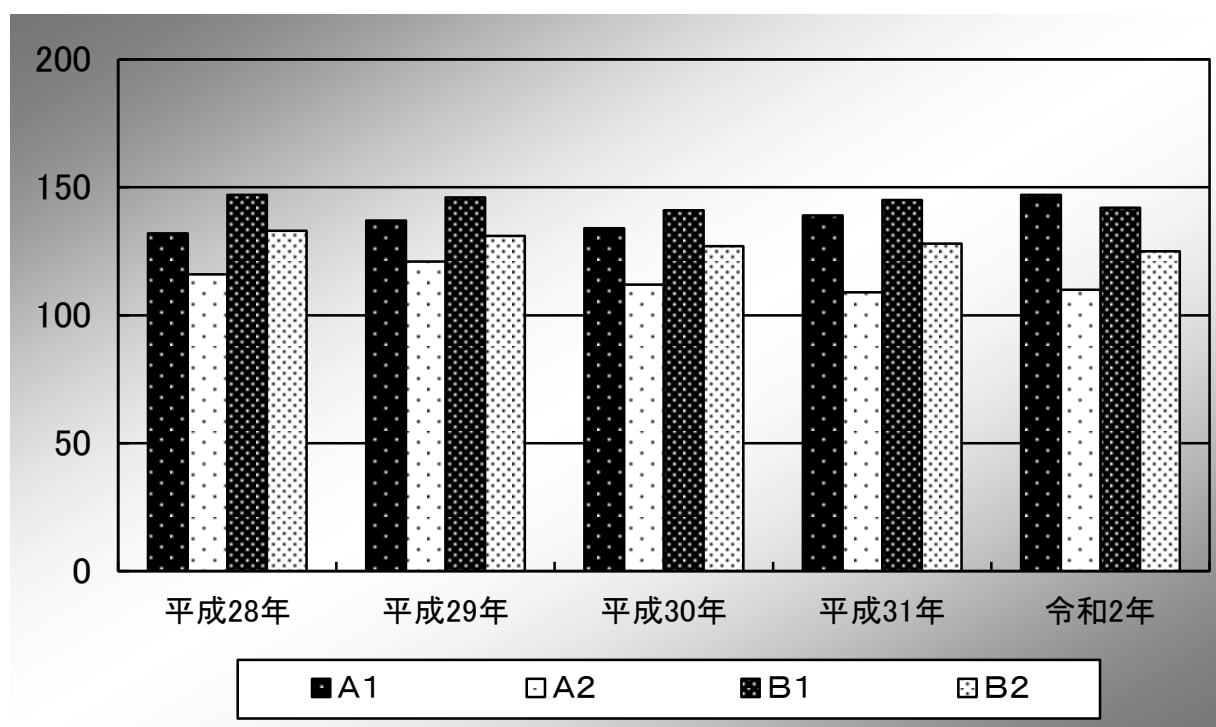
令和2年度の障害程度別の内訳は、A1が147人、A2が110人、B1が142人、B2が125人となっています。平成28年度から令和2年度までの年次推移を見ると、A1判定の増加率が11.3%となっており、顕著な伸びを示しています。

療育手帳所持者数の推移(障害程度別)

(単位:人)

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
A 1	132	137	134	139	147
A 2	116	121	112	109	110
B 1	147	146	141	145	142
B 2	133	131	127	128	125
計	528	535	514	521	524

各年4月1日現在



(3) 年齢区分別

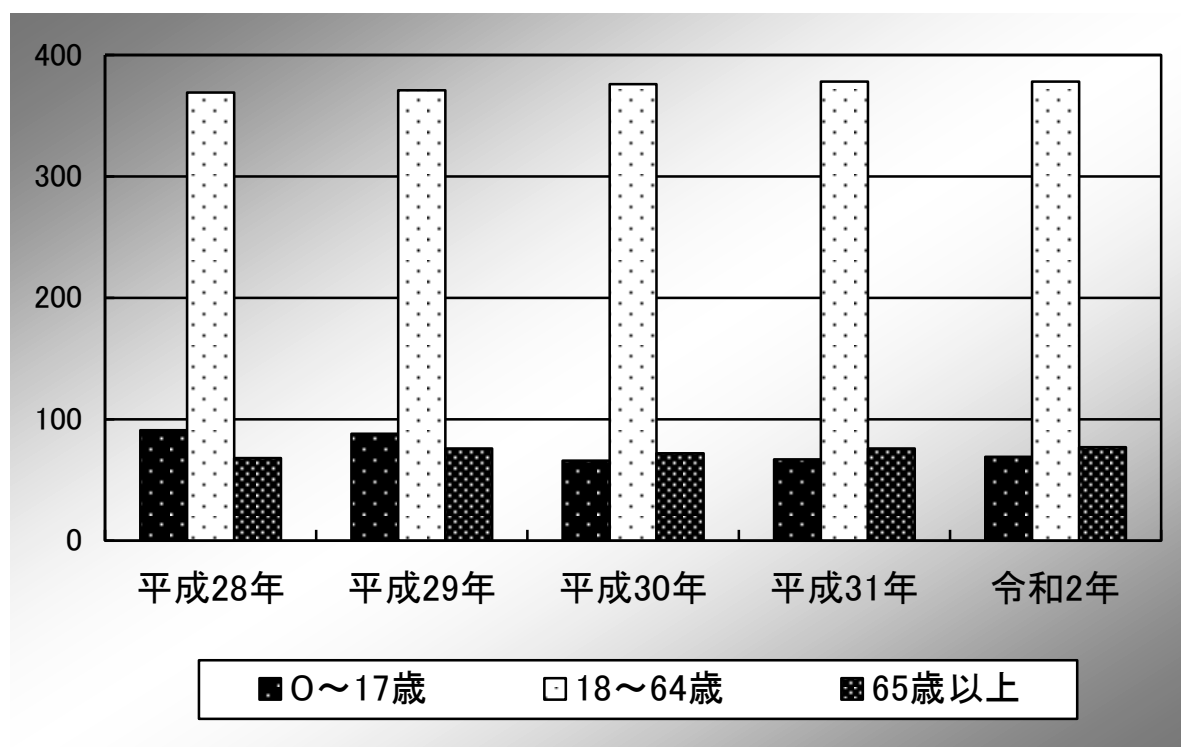
令和2年度における年齢区分別療育手帳の所持者数は、0歳～17歳が69人、18歳～64歳が378人、65歳以上が77人となっています。

療育手帳所持者数の推移(年齢区分別)

(単位:人)

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
0～17歳	91	88	66	67	69
18～64歳	369	371	376	378	378
65歳以上	68	76	72	76	77
計	528	535	514	521	524

各年4月1日現在



第4節 精神障害のある人の状況

(1) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

令和2年度の精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、326人となっています。精神障害者保健福祉手帳の所持者数の、平成28年度から令和2年度までの増加率は10.1%となっています。

(2) 障害等級別

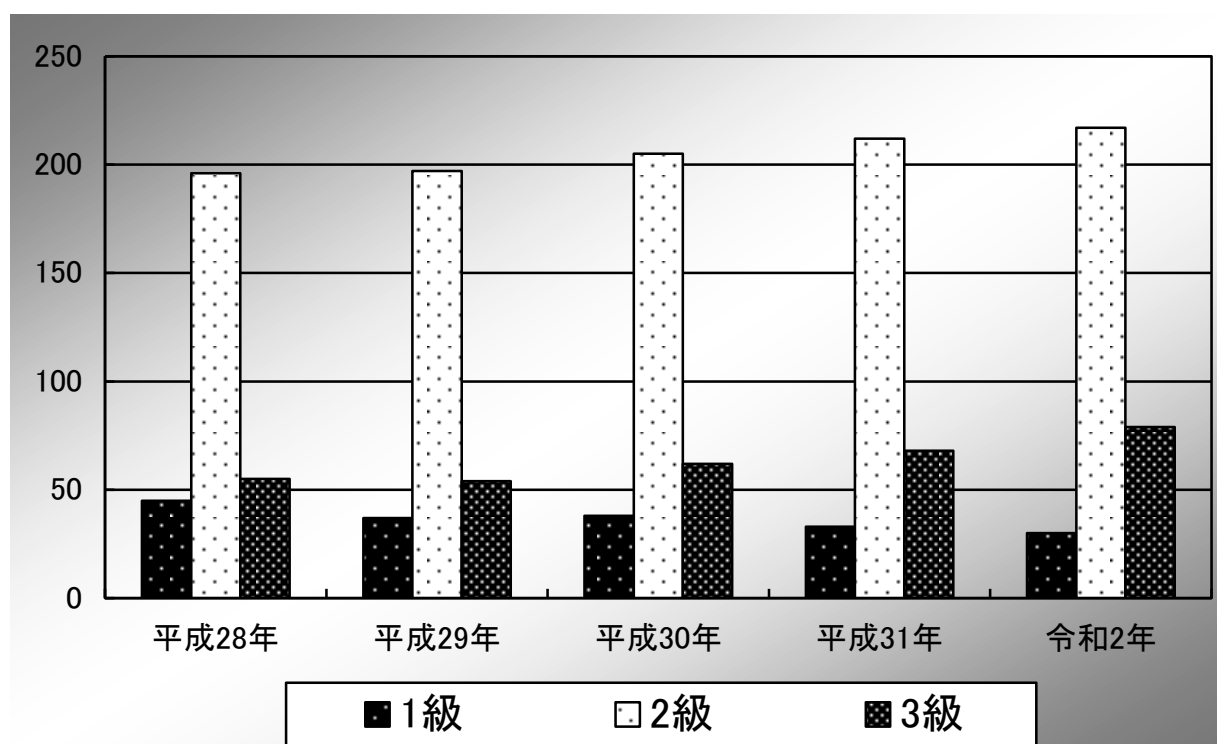
令和2年度における障害等級別の内訳は、1級が30人、2級が217人、3級が79人となっています。平成28年度から令和2年度までの年次推移をみると、1級が33.3%減に対し、2級が10.7%増、3級が43.6%増となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(障害等級別)

(単位:人)

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
1 級	45	37	38	33	30
2 級	196	197	205	212	217
3 級	55	54	62	68	79
計	296	288	305	313	326

各年4月1日現在



(3) 年齢区分別

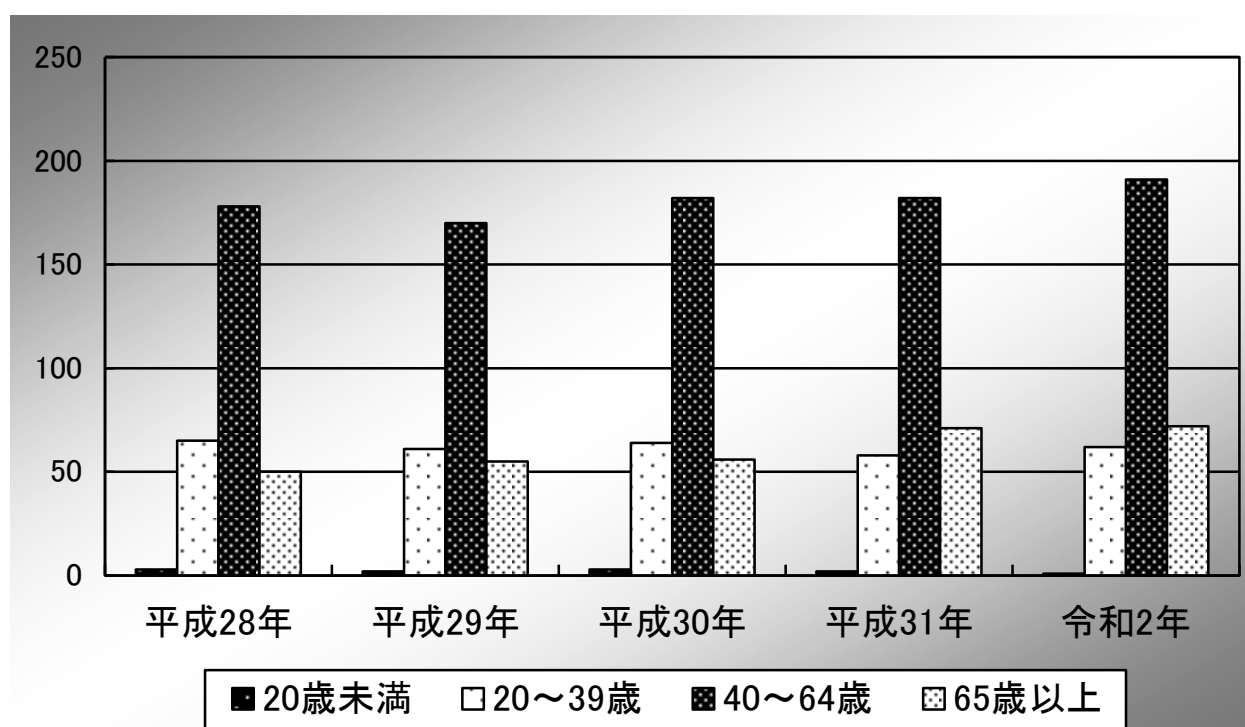
令和２年度における年齢区分別精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、20 歳未満は１人、20 歳～39 歳は 62 人、40 歳～64 歳は 191 人、65 歳以上は 72 人となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(年齢区分別)

(単位:人)

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
20歳未満	3	2	3	2	1
20～39歳	65	61	64	58	62
40～64歳	178	170	182	182	191
65歳以上	50	55	56	71	72
計	296	288	305	313	326

各年４月１日現在



第5節 難病患者の状況

(1) 障害福祉サービスの支給対象

平成25年4月に施行された障害者総合支援法で、障害者の範囲に難病等が加わり、障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等の支給が可能となりました。

国の難病対策要綱による難病の定義は、①原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病（例：ベーチェット病、重症筋無力症、全身性エリテマトーデス）、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また、精神的に負担の大きい疾病とされています。（例：小児がん、小児慢性腎炎、ネフローゼ、小児ぜんそく、進行性筋ジストロフィー、腎不全（人工透析対象者）、小児異常行動、重症心身障害児）

障害者総合支援法の対象となる疾病は、平成26年4月の130疾病から平成27年1月に151疾病に拡大。その後も順次拡大され、令和元年7月からは361疾病に拡大されています。

(2) 特定医療費(指定難病)受給者証認定者数

難病に対する医療費の助成については、平成27年1月1日の「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行により新しい医療費助成制度が開始され、56疾病から110疾病へと拡大。その後も順次拡大され、令和元年7月には333疾病が指定難病となり、医療費助成が行われています。

難病のうち、国と県による医療費助成の対象となる333疾病の医療受給者証の本市の認定者数は、令和2年3月末現在472人となっています。

疾病別では、パーキンソン病がもっとも多く100人、次いで、進行性核上性麻痺30人、潰瘍性大腸炎27人の順となっています。

また、18歳未満が対象となる小児慢性特定疾病医療給付制度における本市の認定者数は、令和元年度実績で53件（延べ件数）あり、疾病別で最も多いのは慢性心疾患となっています。

第6節 その他の障害のある人の状況

(1) 発達障害

本市における自閉症、アスペルガー症候群（高機能自閉症）、学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）等の発達障害のある人の数は把握できていません。

社団法人日本自閉症協会の「自閉症の手引き」で、せまい意味での自閉症は児童1,000人に約3人いると言われています。

また、平成24年2月の文部科学省が実施した全国実態調査では、小・中学校の通常の学級に在籍している児童生徒のうち学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等により、学習や生活面で特別な教育的支援を必要とする児童生徒が6.5%の割合で存在する可能性があると報告されており、10年前の調査から0.2ポイント上昇しています。

(2) 高次脳機能障害

高次脳機能障害とは、一般に、交通事故等による外傷性脳損傷や脳血管障害等によるものが多く、脳に損傷を受けたことによる記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害を指すものとされています。

高次脳機能障害者については、この障害についての認知度がまだ低く、専門の医療機関も少ないことなどから、実数の把握は困難な状況にあります。

第3章 総論

第1節 計画の基本理念

本計画は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享受するかけがえのない個人として尊重されるよう、障害者等の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して策定します。

1. 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

2. 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障害福祉サービスの対象となる障害者等の範囲を身体障害者、知的障害者及び精神障害者並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに障害児とし、サービスの充実を図ります。

また、発達障害者及び高次脳機能障害者については、従来から精神障害者に含まれるものとして法に基づく給付の対象となっているところであり、今後も引き続きその旨の周知を図るとともに、難病患者等についても法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図ります。

3. 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供体制を整えます。

障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービス）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

また、障害者等の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、中長期的視点に立った継続的な支援を行います。

さらに、精神障害者が、地域の一員として安心して暮らすことができるよう、地域住民への理解促進を図りながら、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築をめざします。

第2節 計画策定の基本方針

本計画の数値目標の設定や計画の推進にあたっては、第5期障害福祉計画までの方針を見直し、以下の考え方を基本とします。

(1) 地域における生活の維持及び継続の推進

障害者等の地域移行を推進し、地域における生活の維持及び継続の推進を図るため、地域生活支援拠点等の整備を進めるとともに、地域での暮らしを継続することができる体制を確保します。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

障害者等の自立に向け、就労移行支援事業の取り組みを更に進め、一般就労に移行したあとも就労に伴う生活面の課題等にも対応できるよう、就労定着支援サービスを活用し障害者等の就労定着を支援します。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

全ての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや、各関連分野が共通の理解に基づき協働する等の取り組みを計画的に推進します。

(5) 発達障害者等支援の一層の充実

発達障害者等が必要な支援を受けられるよう、発達障害者支援センターと連携を図りながら適切な配慮に努めます。

(6) 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

障害児支援の中心となる児童発達支援センターの整備に取り組むとともに、保育所や教育機関等とも連携し、切れ目のない支援の実現に向け取り組みます。

また、重症心身障害児や医療的ケア児等への支援のため、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関による協議の場を活用し、支援体制の確保に努めます。

（７）相談支援体制の充実・強化等

総合的・専門的な相談支援の実施と地域の相談支援体制の強化・充実に向けた検討に取り組みます。

（８）障害福祉サービス等の質の向上

障害福祉サービス等が多様化し、多くの事業者が参入する中、障害者総合支援法の基本理念を念頭に、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の質を向上させるための体制づくりに努めます。

（９）障害福祉人材の確保

障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため、研修等の実施や障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を関係者ととともに取り組みます。

第4章 計画で取り組む施策

第1節 施設入所者の地域生活への移行

国の指針に基づく成果目標

障害者の高齢化・重度化の状況等を踏まえ、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活に移行するとともに、令和5年度末の施設入所者数を1.6%以上削減することを目標とします。

事業の実績及び目標値

○福祉施設入所者の地域生活への移行

項 目		数 値	考 え 方
令和元年度末の施設入所者		80人	
令和5年度 目標値	施設入所者の削減	2人	令和5年度末時点での削減者数
		2.5%	削減割合
	地域生活移行者数	5人	施設入所からGH等への移行者数
		6.3%	移行割合

GH＝グループホーム（共同生活援助）

目標実現に向けての取り組み

障害者等の地域生活への移行の観点から、施設等から地域への移行を支援する「地域移行支援」や、地域での生活を支援する「地域定着支援」を推進します。

「施設入所支援」については、入所者の重度化・高齢化が更に進み、自宅やグループホームへの地域移行は減少傾向にあります。障害福祉サービス事業者と連携をとりながら、必要な人が利用できるよう、入所利用の適正化と広域的な施設利用の視点も含めたサービス調整に努めます。

「グループホーム」の基盤整備については、障害者等に対する地域社会の理解が必要不可欠であるため、その充実に向けて積極的な啓発・広報活動に努めます。

さらには、グループホームからアパート等への地域移行支援のほか、福祉を取り巻く人材育成にも取り組む必要があります。

第2節 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

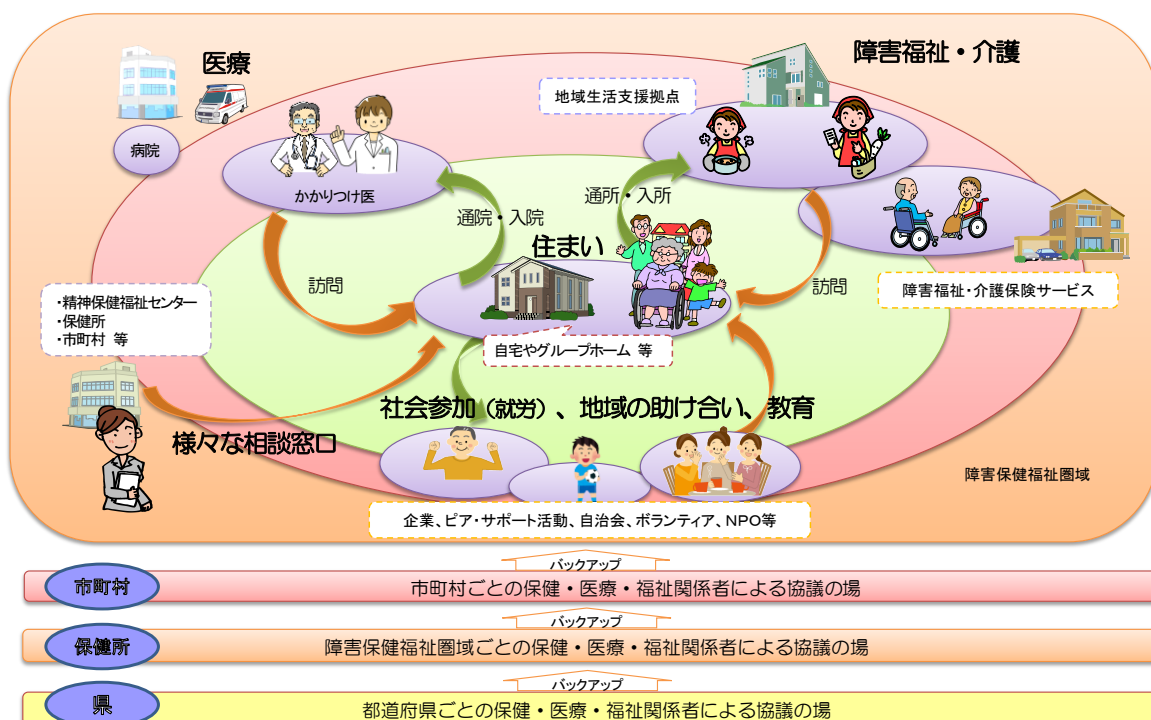
国の指針に基づく成果目標

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、精神保健・医療・福祉体制の基盤を整備する必要があります。

目標実現に向けての取り組み

- ・精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい、普通に暮ることができるよう、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があります。
- ・精神障害者の地域移行・地域定着を図るうえで、精神保健・医療・福祉関係者による協議の場を活用し、県作成の指標を用いた現状把握や今後の取り組み等を協議し情報を共有するため、年1回以上、協議の場を設定します。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）



第3節 地域生活支援拠点等の整備

国の指針に基づく成果目標

地域生活支援拠点とは、障害者の重度化、高齢化、「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支援するサービス提供体制です。

現在、地域生活支援拠点等の整備が必ずしも進んでいない状況を鑑み、令和5年度末までに各市町又は圏域に少なくとも1カ所を整備し、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを目標とします。

目標実現に向けての取り組み

5つの機能のうち、「相談」と「緊急時の受け入れ・対応」を早期に整備し、障害者の地域移行を推進し、地域における生活の維持及び継続を推進します。

基盤の整備については、持続可能な事業として維持できるよう地域の障害福祉事業者等と連携して整備する必要があります。

また、5つの機能が順次整備できるよう、圏域内の各市とも連携を取り、県の協力を仰ぎながら設置に向け積極的に検討します。

地域生活支援拠点は、地域の中で様々な支援機能を併せ持った拠点であり、障害児・者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるようライフステージに合わせた切れ目ない支援を提供していくことが期待されています。

○地域生活支援拠点等に求められる5つの機能

地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）
多機能拠点整備型



地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）
面的整備型



相談…地域移行、親元からの自立 等

体験の機会・場…一人暮らし、グループホーム 等

緊急時の受け入れ・対応…短期入所の利便性・対応力向上 等

専門性…人材の確保・養成、連携 等

地域の体制づくり…サービス拠点、コーディネーターの配置 等

第4節 福祉施設から一般就労への移行

国の指針に基づく成果目標

令和5年度における障害者等の福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する者等の数値目標を以下のとおり設定します。

【一般就労への移行者数】

- ・令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすること。
- ・就労移行支援については、現状の利用者数を確保するとともに、令和元年度の移行実績の1.3倍以上とすること。
- ・就労継続支援については、令和元年度の移行実績のA型は1.26倍、B型は1.23倍以上とすること。

【就労定着支援事業】

- ・就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、7割が就労定着支援事業を利用すること。
- ・就労定着支援の就労定着率について、就労定着率8割以上の事業所を全体の7割以上とすること。

事業の実績及び目標値

項 目		数 値	考 え 方
令和元年度の一般就労への移行者実績		2人	(移行1人、B型1人)
目標値	一般就労への移行者数	3人	令和元年度実績の1.27倍以上
令和元年度の就労移行支援事業利用者		11人	
目標値	就労移行支援事業利用者数	11人	令和元年度末と同数確保
	一般就労への移行実績	2人	令和元年度実績の1.3倍以上
令和元年度のA型、B型事業所の一般就労への移行実績		1人	(A型0人、B型1人)
目標値	A型事業所の移行者数	1人	令和元年度実績の1.26倍
	B型事業所の移行者数	2人	令和元年度実績の1.23倍
目標値	就労定着支援事業の利用	7割	目標達成者数の割合
	就労定着率8割以上の事業所の全体の割合	7割	目標達成者数の割合

目標実現に向けての取り組み

障害者等の雇用を促進するため、自立支援協議会などを活用し、公共職業安定所（ハローワーク）、障害者就業・生活支援センター、商工会議所、特別支援学校、当事者団体などの地域の関係機関による協議を進め、就労に関する情報の提供・相談支援体制の整備・能力開発や訓練の機会の拡充、福祉的就労と一般就労を目指す関係機関相互の連携や、雇用促進に向けた就労支援体制を推進します。

「障害者職場実習促進事業」等を活用し、障害者の就労機会の確保、一般企業等への障害者に対する理解促進を図り、自立に向けた支援を図ります。

市役所内各部署に対して福祉施設が受注可能な業務の委託を働きかけ、福祉施設における官公庁の受注拡大に努め、工賃の底上げに向けた取り組みを進めます。

第5節 障害児支援の提供体制の整備等

国の指針に基づく成果目標

障害児支援の提供体制の確保のため、数値目標を以下のとおり設定します。

- ・令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町又は各圏域に1カ所以上の設置を目標とします。
- ・令和5年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築します。
- ・令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町又は各圏域に1カ所以上確保することを目指します。
- ・令和5年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図る協議の場に、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを目指します。

目標実現に向けての取り組み

児童発達支援センターにおいては、以前、南島原市に1カ所設置されており圏域全体を支援されていましたが、現在はその事業所も休止中であり、市内での支援は行われていません。

今後は児童発達支援センターの必要性を共有認識し、市内において児童発達支援センターを設置できないか、児童発達支援等の事業所の意向を伺いながら児童発達支援センターへの移行を促します。

児童発達支援センターにおいては、幼児期の療育として「保育所等訪問支援」の必要性や役割を認識し、指定を受けるよう働きかけます。また、保育所等に対しては、サービスの円滑な実施が図られるよう制度の趣旨を説明し、支援員の訪問に対する理解と協力を求めています。

医療的ケア児への適切な支援が受けられるよう、平成30年度に保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図る協議の場を設置しました。今後は、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを目指します。

第6節 相談支援体制の充実・強化等（新規）

国の指針に基づく成果目標

令和5年度末までに、各市町又は各圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保することを目指す。

目標実現に向けての取り組み

相談支援事業所の1事業所あたりの相談支援専門員の人数は、2名以下の事業所が全体の2/3を占めており、体制の強化が必須であります。地域における相談支援体制を強化するため、専門的な指導助言や相談支援機関との連携強化の取り組みの実施など体制の充実・強化を目指します。

第7節 障害福祉サービス等の質の向上（新規）

国の指針に基づく成果目標

令和5年度末までに、県や各市町において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを目指す。

目標実現に向けての取り組み

障害福祉サービス等の質の向上のため、県が実施する研修等に参加し知識を深めます。

また、障害福祉サービス等を担う人材確保も重要な課題であり、魅力的な職場づくりに向け、積極的な周知・広報等に関係者とともに取り組めます。

国保連における審査でエラーとなった内容を分析し、その結果を事業所と共有する体制を構築することを目指す。

第5章 サービス事業量の見込み

第1節 障害福祉サービスの事業量見込みと確保策

(1) 訪問系サービス

○訪問系サービスの事業量見込み

事業名	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度	単位
居宅介護(ホームヘルプ)							
重度訪問介護	71	75	71	75	75	75	人分(/月)
行動援護							
同行援護	583	582	575	675	675	675	時間分(/月)
重度障害者等包括支援							
算定基礎(平均利用時間)	8.2h	7.8h	8.1h	9.0h	9.0h	9.0h	

「人分」…月間の利用人数

「時間分」…月間のサービス提供時間、「月間の利用人数」×「一人一月あたりの平均利用時間」

※2年度は、令和2年7月実績分。

見込量確保のための方策

訪問系サービスについては、他の就労系サービスの伸びに反比例する傾向にあり、近年は減少傾向にあります。

しかしながら、地域で自立した生活を送るうえで必要不可欠なサービスであり、介護保険との共通した資源の活用が可能なことから、サービスの情報提供に努め、安定したサービスの確保と、より質の高いサービスの提供体制に努めます。

また、福祉に関わる人材の確保も大きな課題であり、利用者のニーズに応えられる人材の育成にも取り組む必要があります。

事業の内容

1. 居宅介護(ホームヘルプ)

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴や排泄、食事等の身体介護、洗濯、掃除等の家事援助、通院時の介助を行うサービスです。

2. 重度訪問介護

重度の障害があり常時介護を必要とする人に、入浴や排泄、食事等の介護、外出時の介護を行うサービスです。

3. 行動援護

知的障害又は精神障害によって行動が困難であって、常時介護を必要とする人に、外出時の移動支援を行うサービスです。

4. 同行援護

移動に著しい困難を有する視覚障害のある人に、外出時において同行し、必要な援助を行い、在宅での生活を支援します。

5. 重度障害者等包括支援

常時介護を必要とする人に、介護の必要性が著しく高い場合に、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行うサービスです。

(2) 日中活動系サービス

○日中活動系サービスの事業量見込み

事業名		30年度	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度	単位	算定基礎
生活介護		3,630	3,726	4,329	3,960	3,996	4,032	人日分(/月)	平均利用日数18日
自立訓練 (機能訓練)		0	0	0	20	20	20	人日分(/月)	平均利用日数20日
自立訓練 (生活訓練)		2	24	0	50	50	50	人日分(/月)	平均利用日数25日
就労移行支援		186	196	76	190	190	190	人日分(/月)	平均利用日数19日
就労継続支援 (A型)		1,377	1,294	1,488	1,540	1,540	1,540	人日分(/月)	平均利用日数22日
就労継続支援 (B型)		2,765	2,908	3,048	3,060	3,096	3,132	人日分(/月)	平均利用日数18日
就労定着支援		0	0	0	1	1	1	人分(/月)	
短期 入所	(福祉型)	230	256	158	240	240	240	人日分(/月)	平均利用日数10日
	(医療型)			34	36	36	36		平均利用日数6日

「人日分」…「月間の利用人員」×「一人一月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量
「人分」…月間の利用人数
※2年度は、令和2年7月実績分。

見込量確保のための方策

サービス提供事業所や医療機関等との連携を強化し、サービス利用者一人ひとりの状況に応じた適切かつ必要なサービス量を提供できる体制づくりを推進します。

近年は自立に向けた就労系のサービスが増加傾向にあります。将来を見据え、障害者の自立を促進するため事業、就労後の定着を支援する事業など支援体制の整備に努めます。

事業の内容

1. 生活介護

常時介護を必要とする人に、施設で入浴や排泄、食事等の介護、創作・生産活動の機会等を行うサービスです。

2. 自立訓練

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行うサービスです。

3. 就労移行支援

就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行うサービスです。

4. 就労継続支援

通常の事業所に雇用されることが困難な人に、就労の機会や生産活動等の機会を提供し、その知識や能力の向上を図る訓練を行うサービスです。

雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。

5. 就労定着支援

就労に伴う環境の変化による生活面の課題を把握し、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行うサービスです。

6. 短期入所(ショートステイ)

自宅で介護を行う人が病気等で介護ができない場合などに、短期間、施設へ入所し、入浴や排泄、食事等の介護を行うサービスです。

(3) 居住系サービス

○居住系サービスの事業量見込み

事業名	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度	単位
共同生活援助 (グループホーム)	150	158	163	165	170	175	人分(/月)
自立生活援助	3	5	4	4	5	6	人分(/月)
施設入所支援	79	80	77	80	79	78	人分(/月)
療養介護	21	21	22	22	22	22	人分(/月)

「人分」…月間の利用人数
※2年度は、令和2年7月実績分。

見込量確保のための方策

共同生活援助（グループホーム）は、障害者等の自立に向けた第一歩となる居住の場であり、施設入所から地域への移行を推進するため、今後必要性が高まると予想されます。地域社会の理解促進と自立に向けた援助が必要であり、積極的な啓発・広報活動に努めます。

事業の内容

1. 共同生活援助(グループホーム)

地域で共同生活をする人に対し、住居(グループホーム)における相談や日常生活上の援助を行うサービスです。

2. 自立生活援助

定期的に利用者の居宅を訪問し、困りごとなどに対して必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うサービスです。利用者からの相談・要請があったときは随時の対応も行います。

3. 施設入所支援

施設の入所者に、主に夜間において、入浴や排泄、食事等の介護を行うサービスです。

4. 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護や日常生活上の世話等を行うサービスです。

(4) 相談支援

○相談支援の事業量見込み

事業名	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度	単位
計画相談支援	83	95	89	91	93	95	人分(/月)
地域移行支援	0	0	0	1	2	2	人分(/月)
地域定着支援	0	0	0	1	2	2	人分(/月)

「人分」…月間の利用人数
※2年度は、令和2年7月実績分。

見込量確保のための方策

計画相談支援については、平成27年度以降すべての障害福祉サービス利用者に対してサービス等利用計画書の作成が必須となり、サービスの利用が円滑に遂行できるためには、相談支援員の確保が課題であります。また、地域移行支援・地域定着支援については、障害に関する知識に加え、経済的・社会的な知識も必要となります。

今後は、十分な経験を積んだ専門的な相談支援員の確保がより重要となるため、相談支援事業所との連携はもちろん、社会福祉協議会や福祉サービス事業者等の協力を得ながら、相談支援員の確保に努めます。

事業の内容

1. 計画相談支援

障害福祉サービスを必要とする人に対して、支給決定前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画を作成します。

支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整等を行います。

2. 地域移行支援

入所施設や精神科病院に入所・入院している障害者に対し、住居の確保や地域生活への移行に関する相談や援助などを行うサービスです。

3. 地域定着支援

居宅において、単身等で生活する障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、相談や緊急時の対応などを行うサービスです。

(5) 障害児支援

○障害児支援の事業量見込み

事業名	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度	単位	算定基礎
児童発達支援	96	101	89	120	124	128	人日分(/月)	平均利用日数4日
医療型 児童発達支援	0	0	0	0	0	0	人日分(/月)	
放課後等デイサービス	1,159	1,170	1,729	1,260	1,320	1,380	人日分(/月)	平均利用日数12日
保育所等訪問支援	1	1	0	1	2	2	人日分(/月)	平均利用日数1日
居宅訪問型 児童発達支援	0	0	0	4	4	4	人日分(/月)	平均利用日数4日
障害児相談支援	19	19	20	20	22	24	人分(/月)	

「人日分」…「月間の利用人員」×「一人一月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量
「人分」…月間の利用人数
※2年度は、令和2年7月実績分。

見込量確保のための方策

居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、教育、保育等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及び家族に対して、効果的な支援を提供する体制の確保に努めてまいります。

事業の内容

1. 児童発達支援

未就学の障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うサービスです。

2. 医療型児童発達支援

肢体不自由がある障害児に対して、理学療法等の機能訓練や医学的管理下での支援を行うサービスです。

3. 放課後等デイサービス

学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行うサービスです。

4. 保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障害児、今後利用する予定の障害児に対して、訪問により保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行うサービスです。

5. 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害児等であって児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児に対し、障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作等の発達支援を行うサービスです。

6. 障害児相談支援

障害児通所支援を利用しようとする障害児やその家族に対し、障害児支援利用計画の作成や、サービス事業者との連絡調整などの支援を行うサービスです。

第2節 地域生活支援事業の事業量見込みと確保策

(1) 理解促進研修・啓発事業

障害と障害者等を取り巻く環境への理解を深めてもらうため、市広報紙等を活用した周知活動や当事者及びその支援団体等関係機関と連携しながら、地域住民等への啓発事業に取り組み、共生社会の実現を図ります。

- ・教室等の開催（出前講座等による教室の開催）
- ・事業所の訪問（障害者を雇用する事業所等の訪問）
- ・イベントの開催（健康福祉まつり等での理解促進のためのイベント）
- ・広報活動（市広報紙やホームページを活用した広報活動等） 等

(2) 自発的活動支援事業

障害者本人やその家族、地域住民等が行う障害者等の自立に向けた自発的な活動に対し、支援を図ります。

- ・ピアサポート（障害者等やその家族、地域住民の交流等への支援）
- ・社会活動の支援（障害者等の自立や社会復帰活動等への支援）
- ・ボランティア活動の支援（障害者等に対するボランティア活動等への支援）
- ・障害者の文化芸術活動の支援 等

(3) 相談支援事業

	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度	単 位
相談支援事業所数	2	2	2	2	2	2	か所
相談支援機能強化事業	○	○	○	○	○	○	実施の有無
住宅入居等支援事業	○	○	○	○	○	○	

相談支援事業では、障害種別に関わらず誰もが相談を受けられるよう、福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、専門機関の紹介等の相談支援を行います。

相談支援機能強化事業等を行い、夜間・休日も含めた柔軟な相談対応や、住居入居等の支援体制づくりを推進します。

基幹相談支援センターについては、機能や在り方・設置に関して、関係機関と協議を行います。

(4) 成年後見制度利用支援事業

	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度	単 位
実利用者数（市長申立）	0	1	0	3	3	3	人分（/年）

成年後見制度利用支援事業は、島原市権利擁護センターとも連携し、制度の理解促進を図り、利用者の拡大につながるよう周知を図ります。

(5) 意思疎通支援事業

	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度	単 位
手話通訳者派遣回数	11	9	8	15	20	25	年間延べ回数
要約筆記者派遣回数	4	2	9	10	10	10	年間延べ回数

聴覚や音声・言語機能に障害のある人の外出や社会参加を支援するため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行うとともに、今後も周知に取り組み、サービスの利用促進を図ります。

令和2年度から福祉課窓口到手話通訳者を配置し、聴覚障害者等の支援を行っています。

(6) 日常生活用具給付等事業

	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度	単 位
介護・訓練支援用具	1	4	2	5	5	5	年間のべ件数
自立生活支援用具	5	3	2	5	5	5	年間のべ件数
在宅療養等支援用具	5	4	8	10	10	10	年間のべ件数
情報・意思疎通支援用具	7	5	8	8	8	8	年間のべ件数
排泄管理支援用具	1,488	1,493	1,465	1,500	1,500	1,500	年間のべ件数
住宅改修費	1	0	4	3	3	3	年間のべ件数

障害者等が安定した日常生活を送るため、日常生活用具の利用希望者の把握に努めると共に、事業の周知を図り、障害の種類や程度といったそれぞれの特性にあった適切な日常生活用具の給付に努めます。また利用者の増大に合わせて、必要な予算の確保に努めます。

(7) 手話奉仕員養成事業

	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度	単 位
手話奉仕員養成講習修了者数	2	5	5	7	7	8	年度末総数

聴覚や音声・言語機能に障害のある人の外出や社会参加を支援するため、手話奉仕員の養成を図ります。

(8) 移動支援事業

	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度	単 位
移動支援回数	664	806	512	850	850	850	年間延べ回数
うちガイドヘルパー回数	116	175	86	200	200	200	年間延べ回数

障害者等の社会参加や余暇活動を促すため、事業の周知に努めるとともに、障害者等の利用ニーズを把握し、適切なサービスを利用できるように努めます。

従来からのガイドヘルパー派遣事業につきましても、一定数のニーズはあり、事業継続のためヘルパーの確保に努めます。

(9) 地域活動支援センター事業

	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度	単 位
地域活動支援センターⅢ型	2	2	2	2	2	2	か所
実利用者数	27	30	27	35	35	35	人分(/月)

地域活動支援センター事業は、さまざまな日中活動の場を求める障害者等にとって、社会参加のきっかけとなる事業です。多様なニーズの把握に努め、障害の特性に合わせた活動の場の拡大及び活動内容の充実を図ります。

また、医療・保健・教育・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、障害に対する理解促進を図るための普及啓発、社会適応の支援等の事業を推進します。

(10) その他の事業

		30年度	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度	単 位
訪問入浴サービス	事業所数	2	2	2	2	2	2	か所
	利用回数	393	380	436	400	400	400	年間延べ回数
生活支援 (歩行訓練)	事業所数	1	1	1	1	1	1	か所
	利用者数	0	0	0	1	1	1	人分(/月)
日中一時支援	事業所数	13	12	12	12	12	12	か所
	利用回数	748	478	810	700	700	700	年間延べ回数

事業内容の広報・啓発に努めるとともに、事業の利用促進を図り、障害者等やその家族の支援に努めます。

また、障害者等の利用ニーズを把握し、障害の特性に合わせた適切なサービスが利用できるように、福祉サービス事業所とも連携し必要なサービス量の確保に努めます。

事業の内容

1. 理解促進研修・啓発事業

障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるため教室の開催や広報活動等を通じて、地域住民への働きかけを行う事業です。

2. 自発的活動支援事業

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援する事業です。

3. 相談支援事業

障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むための福祉に関する各般の相談に応じ、必要な情報や助言を行うサービスです。

■相談支援機能強化事業

相談支援強化のため、相談支援機関に専門的な能力を有する職員（社会福祉士、精神保健福祉士等）を配置します。

■住宅入居等支援事業

保証人がいない等の理由で賃貸住宅に入居が困難な障害者等に対し、相談・助言を行います。

4. 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者、精神障害者に対して、申し立てに要する経費等を助成します。

5. 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能等の障害者に対し、手話奉仕員や要約筆記奉仕者の派遣を実施し、意思疎通の円滑化を図るサービスです。

6. 日常生活用具給付等事業

在宅の重度身体障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者に、自立生活を支援する日常生活用具や住宅改修費を給付するサービスです。

7. 手話奉仕員養成事業

手話奉仕員を養成し、意思疎通の円滑化を図るサービスです。

8. 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等に、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加を促すために外出支援を行うサービスです。

9. 地域活動支援センター機能強化事業

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の事業を行うサービスです。

Ⅰ型：相談支援事業や専門的職員の配置による福祉及び地域社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、普及啓発等の事業を行います。

Ⅱ型：機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。

Ⅲ型：運営年数及び利用人員が一定数以上の小規模作業所の支援を行います。

10. その他の事業

■訪問入浴サービス

入浴が困難な在宅の身体障害者の居宅を訪問し、訪問入浴車両により浴槽を提供して入浴サービスを行います。

■生活支援

生活訓練等事業として、視覚障害者への白杖による歩行訓練を行うサービスです。

■日中一時支援

障害者等の日中における活動の場を確保し、家族の就労や一時的な休息を支援するサービスです。

第6章 資料

第6期島原市障害福祉計画策定委員会名簿

氏 名	団 体 名 及 び 役 職 名
石 本 博 徳	島原市社会福祉協議会事務局長
河 田 誠	島原市民生委員児童委員協議会連合会副会長
林 田 綾 子	島原市身体障害者福祉協会長
吉 田 良 一	ふれあいネットワーク・ピア島原支部理事
塚 原 陽 子	島原市手をつなぐ育成会会員
宇 土 直 美	はなえみ主任相談支援専門員
※ 渡 辺 禎 二 郎	島原グリーンステーション管理者
吉 田 隆 彦	(社福)幸生会 島原療護センター施設長
池 田 香 代	(社福)松風会 清華学園支援課長
前 田 耕 平	(社福)悠久会 都久志荘管理者
荒 木 唱 子	長崎県県南保健所地域保健課長
及 川 由 美 子	(医)済家会 島原保養院精神保健福祉士
岡 田 健 治	長崎県立島原特別支援学校教頭
濱 本 和 之	島原公共職業安定所長
松 尾 勝 也	県南障害者就業・生活支援センターぱれっと所長
尾 藤 正 則	島原市福祉保健部長
横 田 定 幸	島原市福祉保健部福祉課長

【 ※ 策定委員会委員長 】

(順不同)

第6期島原市障害福祉計画
第2期島原市障害児福祉計画

発行年月 令和3年3月
発行 島原市福祉保健部 福祉課
〒855-8555 長崎県島原市上の町537番地
TEL 0957-63-1111（代表）
FAX 0957-62-2923
ホームページURL <http://www.city.shimabara.lg.jp/>
電子メールアドレス fukushi@city.shimabara.lg.jp
